

消食表第210号

令和2年6月18日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

消費者庁次長

(公印省略)

### 「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）が一部改正され、同規則第12条及び別表第1に規定する人の健康を損なうおそれのない添加物として、「ジフェノコナゾール」（防かび剤）が指定されました。

また、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）が改正され、既存添加物「イソアルファ一苦味酸」、「高級脂肪酸」及び「生石灰」について、成分規格が新たに規定されました。

上記改正に係る事項のほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。